明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（内閣府・国土交通三）　一
○都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務六五）　二
○都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（国土交通八六）　二
〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六五）　二
○租税特別措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を定めた件（国土交通一三八三）　三〇
○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件（同一三八四）　三一
○平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を改正する件（同一三八五）　三一
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を定めたので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（原子力規制委五）　三一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三二
特殊法人等
独立行政法人中小企業基盤整備機構入札、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、西日本高速道路株式会社社工事開始変更、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用関係　三二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第三号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　羽田雄一郎

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令

（都道府県公安委員会への書面の送付）

第一条　国土交通大臣（都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第二十六条第一項に規定する軌道利便増進実施計画の認定の申請又は法第二十九条第一項に規定する道路運送利便増進実施計画の認定の申請（以下「認定申請」と総称する。）があった場合には、法第二十六条第五項ただし書又は第二十九条第四項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、法第二十五条第二項第一号に掲げる軌道利便増進事業を実施する区域又は法第二十八条第二項第一号に掲げる道路運送利便増進事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。

（意見の提出）

第二条　関係公安委員会は、前条に規定する書面の送付を受けたときは、当該書面の送付を受けた日から二十日以内（法第二十八条第二項第二号に掲げる道路運送利便増進事業の内容（以下「事業内容」という。）に、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）が含まれる場合において、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行の態様が道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第三条の三第二号に掲げる路線不定期運行のみであるときにあっては、十四日以内）に国土交通大臣に対し、意見を提出するものとする。

（意見を聴く必要がない場合）

第三条　法第二十六条第五項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、線路及び停留場の使用の廃止に伴って他の軌道経営者（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者をいう。）が新たに当該線路及び停留場と同一の線路及び停留場の位置により運行しようとする場合とする。

2　法第二十九条第四項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれない場合

二　事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれる場合であって、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行の態様が道路運送法施行規則第三条の三第三号に掲げる区域運行のみである場合

三　法第二十九条第一項に規定する道路運送利便増進実施計画の認定の申請により設定又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線において道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車である事業用自動車のみを使用する場合